特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	大口町 精神障害者保健福祉手帳に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、精神障害者保健福祉手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護を取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「精神障害者保健福祉手帳の交付情報の管理」を行うため「精神手帳システム」を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

連絡先

_ 1						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の手帳交付情報の管理					
②事務の概要	精神障害有保健福祉于版は、精神障害有が一定の精神障害の状態であることを証する于版であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村においては、住民からの手帳交付申請を受付け、都道府県へ進達を行い、進達結果及び精神障害者保健福祉手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。					
③システムの名称	精神手帳システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
精神手帳台帳ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 14号					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の22、23の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	長寿ふくし課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	大口町総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

大口町健康福祉部長寿ふくし課 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和2年2月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類						
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ፤	重点項目評	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	福祉こども課長 丹羽 武弘	福祉こども課長 吉田 雅仁	事後	
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1,000人未満(任意実施) 平成27年6月30日 時点	1,000人未満(任意実施) 平成30年4月1日 時 点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1,000人未満(任意実施) 平成30年4月1日 時 点	1,000人未満(任意実施) 平成31年2月1日 時	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びハスワードにより、操作者を限定している。	静脈、ID及びハスワードにより、操作者を限定している。	事後	
平成31年3月1日	Ⅳ リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長	課長 吉田 雅仁	課長	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1000人未満(任意実施) 平成31年2月1日 時 点	1000人未満(任意実施) 令和2年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	福祉こども課	長寿ふくし課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部福祉こども課	大口町健康福祉部長寿ふくし課	事前	